別表六の二（十六）　記載要領

1　この表は、連結法人が震災特例法第25条の３第１項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の３の２第１項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除限度額　$\left[(12)\times\frac{10}{100}\right]$ 又は $\left[(14)\times\frac{20}{100}\right]$」(15)の欄は、震災特例法第25条の３第１項の規定の適用を受ける場合には「又は $\left[(14)\times\frac{20}{100}\right]$」を消し、震災特例法第25条の３の２第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left[(12)\times\frac{10}{100}\right]$ 又は」を消すこと。

別表六の二（十六）　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における計算	被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	平　・　・			
		当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2	円			
		同上のうち損金の額に算入される金額	3				
		当期控除額の個別帰属額 (19)×(3)/(12)	4				
	避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の確認を受けた日	5	平　・　・			
		当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	6	円			
		同上のうち損金の額に算入される金額	7				
		当期控除額の個別帰属額 (19)×(7)/(14)	8				
	当期控除額の個別帰属額 ((4)又は(8))		9				

各連結法人の合計額の計算	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		10	円
	被災雇用者等を雇用した場合	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額 (各連結法人の(2)の合計)	11	
		同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)	12	
	避難対象雇用者等を雇用した場合	当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額 (各連結法人の(6)の合計)	13	
		同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	14	
	税額控除限度額 $\left[(12)\times\frac{10}{100}\right]$ 又は $\left[(14)\times\frac{20}{100}\right]$		15	
	当期税額基準額 (10)×20/100		16	
	当期税額控除可能額 ((15)と(16)のうち少ない金額)		17	
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十七)「62の②」)		18	
	法人税額の特別控除額 (17)－(18)		19	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）